

インフルエンサー活用観光情報発信業務 業務仕様書

第1 目的

本業務は、SNS を利用し観光情報等を収集しているユーザーへ有効な情報発信を行い、福岡県久留米市への来訪を想起させることで、同市の観光地としての認知度向上、および観光客の誘客拡大を図ることを目的とする。

第2 業務内容等

1. 業務の名称 インフルエンサー活用観光情報発信業務
2. 業務の期間 契約締結日の翌日から 2026(令和8)年3月13日まで
3. 業務の内容

(1) インフルエンサーを活用した観光PR動画の撮影・制作および情報発信

- ① 公益財団法人 久留米観光コンベンション国際交流協会および久留米市（以下、協会等と言う。）と協議のうえ、SNS の総フォロワー数が5万人以上のインフルエンサーを複数名起用し、食、体験、子連れのお出かけなどをテーマにした動画を撮影・制作し、インフルエンサーが保有する SNS で情報発信をすること。
- ② 制作する観光PR動画は10本以上とし、その規格等については次のとおりとする。
ファイル形式：MP4、アスペクト比：「9:16」、動画の長さ：15秒～60秒程度
なお、動画の撮影・制作にあたっては、その取材先などは協会等と協議の上で決定し、取材先への撮影許諾確認等の調整業務は、原則として受託者が行うこと。
- ③ ②で制作した動画および編集前の動画・画像データは、協会等が保有する媒体（ウェブサイトや SNS、観光案内所等に設置のデジタルサイネージ等）、および観光PR等で二次利用できるよう調整のうえで、業務期間内に納品すること。
- ④ インフルエンサーによる情報発信の回数は10回以上とし、協会等が運営する Instagram アカウント「くるめ女子旅(@kurume_girls_trip)」との共同投稿とすること。また投稿の内容や方法、タイミング等は協会等に必ず事前確認のうえで決定すること。

(2) SNS 広告の出稿

- ① 協会等が運営する Instagram アカウント「くるめ女子旅(@kurume_girls_trip)」の新規フォロワー獲得、およびリーチ数拡大を目的とした広告出稿を実施すること。なお、広告の出稿にあたってはセグメントの絞り込みを適切に行い、受託者においてターゲット設定した層に効果的に配信すること。
- ② 広告の出稿はインフルエンサーによるすべての情報発信を対象とし、さらにその回数や効果的な手法については提案書の中で明示すること。なお、広告出稿に係る費用は本業務の全事業費の2割以内とすること。

(3) 追加提案

上記のほか、本業務の目的を達成する上で効果的であると考えられることがあれば、予算の範囲内で提案し実施すること。

4. 目標設定

下記項目を必須とした重要業績評価指標（KPI）を設定し、達成に向け業務を実施すること。

- (1) 総リーチ数 100万リーチ以上（オーガニックのほか広告も含む）
- (2) エンゲージメント率
- (3) その他、業務を実施するうえで設定可能な指標

5. 実施報告

業務期間終了時まで、本業務の効果分析を含む実施報告書および成果物を提出すること。

(1) 完了報告書への記載事項

- ① 業務の実施期間
- ② 業務に要した事業費
- ③ 業務実施における成果

- ・発信した情報（SNS で公開したコンテンツ）
 - ・定量的な効果等がわかるデータ（投稿数、エンゲージメント数等）
 - ・上記以外の成果
- (2) 動画・画像データ

第3 委託費用に含まれるもの

本業務の実施に要するすべての経費は、委託費用に含むものとする。

第4 著作権の取扱い

- (1) 本業務の履行に伴い発生する全著作物に関する一切の著作権は、協会等に帰属する。
- (2) 受託者が元より所有している著作権については、成果物の活用範囲（画像・動画の一部切り取りなどを指し、明らかな追加・加工などの編集は含まない）において、本事業での使用を認めるものとする。
- (3) 本業務で撮影・編集した動画、画像等について一切の著作権は、協会等に帰属するものとし、本業務期間終了後の改変、加工については、協会等において受託者の許可なく無償で可以使用することとする。
- (4) 本業務により得られた全著作物について、協会等および協会等が認めた関係団体・施設は、受託者の許可なく無償で可以使用することとする。
- (5) 本業務で使用する動画、写真、イラスト、その他資料等について、取材先等が権利を有するものを使用する場合、当該施設等との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続及び使用料等の負担は、全て受託者が負うこと。
- (6) 上記（1）から（5）までの規定は、協会等の書類による承認を得て第三者に再委託した場合においても適用する。受託者は、第三者との間で必要な調整を行い、第三者との間で発生した著作権やその他知的財産権に関する手続や使用料等の負担と責任を追うこと。
- (7) その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上決定するものとする。

第5 留意事項

1. 一般的事項

- (1) 受託者の企画案は、協会等と受託者との協議により調整できるものとする。
- (2) 受託者は、業務の遂行状況について密に協会等と共有を行うこと。また協会等の意向を反映させるとともに、常に積極的な提案を行うこと。
- (3) 受託者は、本業務期間中はもとより業務期間終了後も、当該業務で知り得た機密、個人情報等の取扱いについて厳守すること。
- (4) 委託業務の全部を一括して第三者に再委託することは認めない。契約業務の一部を委託する場合については、協会等の承諾を得るものとする。

2. 業務体制

- (1) 受託者は、本業務を指揮する業務実施責任者を配置すること。
- (2) 業務実施責任者は、企画立案と実施のほか、協会等との連絡を密に行い、遅滞なく業務が遂行できるよう本業務従事者の確保を行うこと。
- (3) 本業務従事者は、福岡県久留米市の観光等に精通しておくこと。

第6 その他

1. 本業務仕様書に明示なき事項、また業務上疑義が生じた場合は、両者協議により業務を進めるものとする。
2. 受託者は契約締結後、すみやかに業務実施に係る計画（実施内容およびスケジュール）を提出すること。また業務の実施にあたっては、協会等と協議した上で実施するものとする。
3. 委託業務の履行に際し、他の者が著作権を有するものを使用し、問題が生じた際は、委託者に不利益が生じないように受託者の責任においてこれを処理するものとする。